これだけは知っておきたい！ 消費者契約クイズ

問１　通常、契約するときは、必ず契約書を作成しなければならないか。

ア　作る必要がある　　イ　作る必要はない

答　イ

≪解説≫

民法により、契約は双方の合意により成立するとされています。

例えば、売買を目的とした契約では、売主は高く売ろう、買主は安く買おうという気持ちで契約の交渉を始め、価格や条件の折り合いがついたところで合意をします。この合意をしたとき「契約が成立した」と言います。

問２　呉服店の店頭で売買契約書を作成した。印鑑を持っていなかったので、サインですませた。この場合、契約は成立しているか。

ア　成立している　　イ　成立していない

答　ア

≪解説≫

原則、契約は双方の合意により成立しています。設問の契約書の作成は、契約内容の確認として作成しており、その当事者である証となるものであれば印鑑でなくてもよいということになります。

問３　頼んだ覚えもないのに書籍が郵送で送られてきて開封してしまった。請求書が入っている。断りたいが、どうすればよいか。

ア　断る旨を書いて郵送する　　イ　そのまま放置し14日過ぎれば処分してよい

答　イ

≪解説≫

この事例は、「送りつけ商法（ネガティブオプション）」と言い、「特定商取引に関する法律」のなかで14日間保管の後、処分してもよいと定めています。また、商品の引き取りを請求した場合は、７日間の保管の後、処分をしてもよいとされています。代金引換で受け取った場合でも、商品を購入したことにはならないので、代金の返還を請求できます。

覚えの無い商品が配達された場合は、一旦受取拒否をしておいて、家族等に確認した上で改めて受け取るといった方法もあります。

＊＊相談窓口を開設しています＊＊

◎消費生活相談

＊西播磨消費生活センター
（赤穂郡上郡町光都2-25）
☎0791－58－0993
平日（午前９時～正午
午後１時～午後４時30分）

＊たつの市なんでも相談課
☎0791－64－3250
平日（午前８時30分～午後５時15分）

◎週末消費生活相談ダイヤル

と　き：土・日曜日（午前10時～午後４時）
連絡先：フリーダイヤル　0120－511－103（無料）

◎消費者被害・多重債務・成年後見問題　無料相談会

司法書士相談

と　き：毎月第４土曜日　午前９時～正午
ところ：たつの市産業振興センター　（龍野町堂本）
☎0791－63－9961
連絡先：兵庫県司法書士会　☎0791－63－3707